

議案第 4 1 号

市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例の一部
改正について

市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例の一部
を改正する条例

市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例（平成 1 3 年条例
第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号中「次に掲げる土地の区域」を「政令第 2 9 条の 9 各号に掲げ
る区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる土地の区
域を除く。第 7 条第 2 項において同じ。）」に改め、同号ア及びイを削る。

第 7 条第 2 項中「第 5 条第 3 号に掲げる土地の」を「政令第 2 9 条の 9 各号
に掲げる」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例の規定
は、令和 4 年 4 月 1 日以後の都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第

29条又は第35条の2の規定による許可の申請（以下「申請」という。）について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

理 由

都市計画法施行令の改正に伴い、市街化調整区域で開発行為が許容される
条例で指定する土地の区域を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。